

## 更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。

必要書類を添付の上、資産税課申告してください。

### 1 根拠法令

地方税法第348条第2項第10号の8、第702条の2第2項

更生保護事業法第2条第1項

### 2 非課税の要件

#### (1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

#### (2) 使用者

更生保護法人

#### (3) 対象資産

更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業<sup>\*</sup>の用に供する固定資産

<sup>\*</sup> ア 宿泊型保護事業

イ 通所・訪問型保護事業

ウ 地域連携・助成事業

### 3 認定時期

原則として賦課期日（１月１日）現在の使用状況により判定します。

賦課期日以前から所有し、建設・改築等に着手している場合で、年度の途中に供用開始した場合は、供用開始日以降に存在する納期の税相当分が減免になる可能性があります。

### 4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

### 5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

| チェック                     | 添付書類                 | 備考                           |
|--------------------------|----------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 固定資産税・都市計画税非課税申告書    |                              |
| <input type="checkbox"/> | 使用者を確認できる書類          | ・法人登記事項証明書<br>・法人設立認可書       |
| <input type="checkbox"/> | 非課税対象資産であることが確認できる書類 | ・財産目録                        |
| <input type="checkbox"/> | 非課税部分の地積、床面積が確認できる書類 | ・登記簿謄本<br>・地積測量図<br>・建物平面図 等 |

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

| チェック                     | 添付書類               | 備考            |
|--------------------------|--------------------|---------------|
| <input type="checkbox"/> | 無料で貸与していることを証明する書類 | ・使用貸借契約書の写し 等 |

### 6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

### 7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

| 担当     | 電話番号         | 郵便番号      | 所在地           |
|--------|--------------|-----------|---------------|
| 土地第1担当 | 084-928-1024 | 〒720-8501 | 広島県福山市東桜町3番5号 |
| 土地第2担当 | 084-928-1026 |           |               |
| 家屋第1担当 | 084-928-1023 |           |               |
| 家屋第2担当 | 084-928-1025 |           |               |
| 償却資産担当 | 084-928-1022 |           |               |